

基安発 1225 第 2 号
平成 27 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について

本日、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号)の一部が改正され、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)の対象となる物(平成 28 年対象・平成 29 年報告)が定められたところである。

これを受けて、今般の改正について関係者に対して広く周知を図ること等が「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について(平成 27 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 4 号)」により指示されたところであるが、本省において、関係事業者団体等に対し、別添のとおり有害物ばく露作業報告制度の周知について要請したので、了知されたい。